

Wigtown G.C.	九	一二四	二八四	九八	二二二	二七	二八
Zelland G.C.	九	六四	九三	五六	一一六	一四	二〇

(〇々々)

土地收用法上國有地の收用に就て

伴 純 夫

土地收用法の適用せらるゝ最も普通の場合は、言ふ迄もなく土地所有權の收用である。

土地收用の目的たり得べき土地は、其の形質、現在の利用方法、所有者の如何に拘らず、法が特に土地收用法の適用を除外するものを除いては、原則として、總ての土地に對して行はれ得べきものであつて、國家の所有する土地と雖も、其の事の故に直ちに土地收用の物體たり得ないと言ふことは出来ない。

國有の土地に對し、土地收用法を適用し得べきや否やに

就いては、從來議論せられて居る問題である。或る學者は土地收用權の主體たる國家が自己に對して權力を行使することは一種の矛盾であるとして、無條件にこの問題を否定して居らるゝが、併し、この問題は國家自身が起業者である場合と國家以外の人格者が起業者である場合とに、區別して考察する必要がある。

(一) 國家自身が起業者である場合

國家自身が起業者である場合には、自己が既に所有する土地に對して、其の所有權を自己に迄設定せられんことを

請求すると言ふことは、理論上明に矛盾であり、斯る土地を收用し得ないことは當然である。(このことは自治體其の他の私人に就いても同様であつて、收用せらるべき權利は常に起業者自身に屬しないものであらねばならない) 若し國家が一つの事業の用に供して居る土地を、他の事業の用に轉用する必要を生ずるならば、それは主務大臣相互の協議又は閣議の決定に依つて其の管理を移すの外はない。

(二) 國家以外のものが起業者である場合

起業者が國家以外の人格者である場合に就いては、當該國有地が、現に公用に供せられて居る場合と、否らざる場合とに區別して考察する必要がある。

(イ) 國有地が現に公用に供せられて居ない場合

國有地が現に公用に供せられて居ない場合、即ち、國有財産法に所謂雜種財産である場合は、それは私益に利用せられて居る私人の財産と異なることなく、従つて土地收用の物體たり得ることに就いては多くの學者の承認されて居る所である。唯だこの場合、土地收用權を行使するものも、

被收用者の地位に立つものも、共に國家であるが故に、國家を單一人格なりとする前提として、法理上この現象を如何に説明するかである。一部の學者の言はるゝ如く、國家は其の職務を多くの國家機關をして分掌せしむるのであるから、各機關の意思が一致しないとは限らない。斯る場合國家は如何なる機關の意思を以つて法律上正當なる國家の意思と爲すべきかを、決定する必要を生ずる。即ち、國家機關の或るものが、公共起業の爲めに土地所有權を讓渡することに反對するのに對し、國家は土地收用の裁決を爲すことに依つて、當該起業の爲めに、當該土地所有權を設定すべきものなりとの最後の國家意思を、土地收用法上の國家機關をして表明せしむるものと觀念すれば矛盾はないと思ふ。

(ロ) 國有地が現に公用に供せられて居る場合

新しい起業の爲めに收用せんとする土地が、現に他の方面に於て公益の爲めに利用せられて居る場合、(この問題は言ふ迄もなく國有地のみならず、所有者の

何人たるを問はず、現に公共の用に供せられて居る總ての土地に就いても同様である。即ち、國が自ら公共用又は公用の目的に供して居る土地（國有財産法に所謂公共用財産、公用財産又は營林財産）は、土地收用の物體として直ちに要求し得るや否やに就いては可なり學者間にも論争されて居る。

土地收用法第二條ノ二は「現に土地を收用又は使用することを得る事業の用に供する土地は特別の必要ある場合に非ざれば之を收用又は使用することを得ず」と規定して居る。故に、現に土地を收用し得る事業の用に供する公共用地は、收用することを許さないのを原則とするのであるが斯る土地が、收用の物體となることを絶対に禁止して居るのではなく、唯だ、既存の公益事業を一層尊重し、特に著しき公益上の輕重の差の認めらるゝ時に限つてのみ、舊事業に對する侵害を認めて居るのである。即ち、斯る場合に限つてのみ土地收用の物體たり得るのである。唯だ、舊事業者の權利は假令公益上の理由小なりと雖も、既存の權利

として出來得る限り尊重すべきである。

右の場合、公用に供せられて居る土地が特に公物たる性質を有する場合、公物解除の手續を爲すことなく、直ちに土地收用の物體たり得るや。

或る學者は、國が自ら公共用又は公用の目的に供して居る國有の土地に就いては、土地收用ノ物體たり得ない。土地收用法第二條ノ二の所謂「特別の必要ある」とは、現に公用に供せられて居るよりも、一層重大な公益上の目的に供用することの必要ある場合を意味することは明瞭であるが、公共團體又は私人の用に供せんとする目的が、國家の現に公共の用に供して居る目的よりも、公益上一層重要であると言ふことは思考し得られない。公共團體又は私人の事業でも固より公益事業はあり得るが、併し、公益の重大さに於て國家自身の事業に譲らねばならぬ。それは主務官廳に依る公用廢止があつて後、始めて收用の物體と爲り得ると説明されて居る。併し、公益の重大さを比較するに、國家自身の事業が、公共團體又は私人の事業よりも必ずし

も重大であるとは限らない。この點に於てこの説には首肯し得ない。

同じく否定説を唱へらるゝ學者の内でも、假令起業者が其の所有權を取得するもそれが私物とならない限り、それを行使して他の事業の遂行にこれを利用することは出來ない。故に、斯る土地に就いては先づ公物解除の手續を爲すべきであつて、直ちに土地收用の物體たり得べきものではないと説明さるゝ人もある。併しながら、土地收用法第二條ノ二に於て公物を除外することに就いて何等規定しなかつた點より解するも、寧ろ本條制定の趣旨は公物解除の手續を要することなく、直ちに土地收用の物體たり得るものと解さねばならぬ。

次に肯定説に就いて述べて見よう。或る學者は、公物が自己に對する私權の支配を排斥するのは、それに對して私權を行使することに依り、それを私益の爲めに、又は少くとも從來よりも一層輕き公益の爲めに、利用せんとする場合に限らるべきであつて、公物を他の一層重大なる公益の

爲めに利用せんとする場合に於ては、公物に對する所有權的支配を無條件に排斥すべきものではない。従つて公物たる土地を收用せんとするに當つても、公益衝突の問題を生ずるに止まり、特に公物としての特別の理論を必要としないと説明され、又或る學者は、或る土地を收用せんとするのは、後に起るべき公益事業の用に供せんとするにあつて、その手續として所有權を取得せんとするのであるから、收用の裁決と同時に前の公共用地は特別の手續を必要とすることなく私物となるものと解しなければ、土地收用法第二條ノ二の制定趣旨を没却するものであると説明されて居る。

想ふに土地收用法第二條ノ二の制定を見たる今日に於ては曩に一言せし如く、本條に於て公物に就き何等除外する旨規定せざりし點よりするも、特別の手續を必要とすることなく、直ちに土地收用の物體たり得べきものと解するの他なく、而して或る學者の説明さるゝ如く、收用の裁決と同時に前の公共用地が、直ちに私物となるのではなく、公

物解除の手續を爲すに非ざれば依然として公物は存続し、假令收用の裁決に依り收用の時期に於て起業者が公物の上に存する所有權を取得するも、私物とはならないのであるから、それを行使して他の公益事業の遂行の爲に之を利用することは出来ないのである。土地收用法上公物解除に就き何等の規定もなく且つ土地を收用すると言ふことは土地所有權を收用する義と解する以上、公物を解除して後始めて事業の遂行に利用し得らるゝものと解するの外はない。最後に土地收用法第二條ノ二に依り、最近内務省に於て取扱ひたる行政實例を紹介して見よう。

事例は、和歌山縣より同縣海草郡有功村地内に縣立結核療養所を建設する爲に必要を生じた土地を、(現在町村道)土地收用法第二條第五號及び同法第二條ノ二に依り、土地收用法事業認定に就き、和歌山縣知事を経由して内務大臣に申請したのである。本件に於て土地收用法第二條第五號に該當することに就いては何等の疑問もない。唯だ、問題となつたのは、收用せんとする物體たる土地は現に土地を

收用することを得る事業の用に供する土地であるから、法第二條ノ二に依り特別の必要ある場合に該當するか否かであつた。

先づ收用せんとする土地たる町村道の現状を述ぶるに、其の延長三十一間、幅員僅かに二尺で雜草繁茂し、殆んど畦畔と見做し得る程度のもので、其の周圍は既に起業者たる和歌山縣に於て事業用地として買収を了し、交通者もなぐ事實道路たる効用は絶無の状態であつた。

一面縣は結核の蔓延を頗る憂慮して、和歌山市に近く、(和歌山市を距る北方六籽の地點)、氣候溫暖、採光、眺望共に絶佳の丘陵であり、買収價格も低廉である本地を最適の地として選定し、資力なき者を收容し、以つて縣民保健の萬全を期さんとし、前記療養所を建設することとした。

以上の實情に基き兩者公益の輕重を比較し、收用せんとする土地である町村道は、供用を廢止したと同様の現状であるのに鑑み、將來道路として存置するよりも、療養所を設置し療養に途なき者を收容加療せしむる方が、其の公益

上の價值遙に勝れるものと認め、昭和十二年十月二十日該土地は收用することを得るものと認定せられ公告されたのである。

以上の處分に依り、特別の必要ある場合は、一般に現に土地が公用に供せられて居る場合、その土地が特に公物たる性質を有する場合と雖も、公物解除の處分を爲さず、直ちに土地收用の物體と爲り得ることが明かとなつた。

而して右の場合町村道は既に收用し得る土地と認定せられたる以上、町村道として存置するのは妥當ならざるを以つて、町村長は直ちに該路線認定の廢止を爲すことを要し若し、町村長に於て路線認定の廢止を爲さざる場合は、道路法第五十三條に依り、監督官廳たる府縣知事は、町村長に對し、路線認定の廢止方を命じ、尙町村長に於て之を廢止せざる場合は、府縣知事自ら路線認定の廢止を爲すの他なしと思ふ。

晴れ渡るよきさがのひと新しき

日本をつくる一人と信ず

阿部 静枝

むつくりと起きて尾をふり十歩ばかり

犬がついて來た雪の夜の道

上 田 稔

盆梅の花がすがしく匂ふなり

雨窓ぬくくけふも晴れたり

保 坂 嘉 藏